

第2回対外投資戦略会議概要

平成21年9月2日

外務省経済局経済協力開発機構室
経済産業省通商政策局経済連携課

2日、第2回対外投資戦略会議が外務省において開催されたところ、概要は以下のとおり。

1. 冒頭、鈴木外務省経済局長から、政府として対外投資の組織的な支援や投資環境整備のための取組を行っていききたい、第1回会議以降に計4回開催した地域別の連絡会議を通じて民間側の意見を把握し、論点の洗い出し・分類・整理は一定程度進んでいると認識しており、今後はギアを上げて具体的な成果に繋げていきたい旨発言。今後の取組のポイントとなり得るものの例として、二国間投資協定（BIT）等の投資環境に関する法的インフラの整備、国際的な枠組みに備えられている紛争解決手続の利用、在外公館の一層の活用、日本と問題を共有している外国政府とも共同していくこと、政府間対話を通じた問題解決等に向けた関係省庁間の連携策に言及。
2. 岡田経済産業省通商政策局長から、明るい兆しは見せているものの引き続き厳しい経済情勢の下、本年の通商白書において、ボリュウムゾーン（新興国市場の中間層）の獲得を提案した、これまで高付加価値商品が中心であった我が国輸出は不況の影響を大きく受けたが、機能を押さえた低価格商品や中間層向けマーケティングを促進し、投資の保護や収益の国内環流のための環境整備を行うことによりボリュウムゾーンの獲得が期待される等発言。
3. 外務省から参考1.に基づき、また、経済産業省から参考2.に基づき、地域別の連絡会議で提起された問題点とあり得る対応策、BIT交渉の進捗状況等につき、説明を行った。
4. その他出席者からは、以下を始めとする発言があった。
 - ・BITや経済連携協定（EPA）ですべての問題が解決するのではなく、租税条約やその他の投資環境整備を含めて省庁横断的な対応を望む。その他ビジネス対話、ODA、在外公館の日系企業進出窓口、官民連携といったさまざまなツールの活用が必要。
 - ・新興国（ブラジル、ロシア、南アフリカ、インド等）の投資環境整備に関わ

る問題に早急に取り組む必要がある。例えば、インドの対外商業借入（E C B）における使途制限は運転資金の確保を難しくし、企業活動の障害となっている。

- ・ 製造業のみならず、国内サービス産業の要望も取り上げていくべき。
- ・ B I Tについては優先順位をもって交渉することが不可欠であるが、B I Tは海外進出企業にとって最低限のインフラとも言え、できるだけ多くの国と締結するべきとも考えている。
- ・ C S Rや環境保護が強調されることが投資促進の足かせになることを懸念。
- ・ 中小企業はアジア地域への関心が高く、締結済みのE P Aのブラッシュアップの観点も重要。既に進出している国の投資環境向上にも目を向けてほしい。また、この地域における問題意識として、流通・小売業の外資規制、知的財産権侵害への対応、駐在員のビザ発給、現地人雇用の硬直性等があげられる。
- ・ 今後新規技術を活用していく中で、海外進出企業にとってはロイヤリティ送金は重要。今後、環境対応のための技術を活用する必要性が高くなるが、その際にロイヤリティが確保されることが一層重要になる。
- ・ B I Tの内容等に関する要望として、自由化要素を含む協定の交渉に時間を要するのであれば自由化要素にはこだわらない、E P Aには自由化要素も含む規定を盛り込んでほしい、アンブレラ条項は盛り込んでほしい、内国民待遇・最恵国待遇・公正衡平待遇についてはできるだけ広い範囲をカバーしてほしい、E P Aにおけるビジネス環境整備小委員会のようなものをB I Tにも設けてほしい、等がある。
- ・ ブラジルとのB I Tについて、先方政府の政策により交渉入りが困難なことは理解するが、政策変更の可能性はゼロではないと考えており、交渉候補国として検討を継続してほしい。中・東欧諸国については日E U間の経済統合協定（Economic Integration Agreement、E I A）の締結も重要。
- ・ 相手国によっては社会保障協定や租税条約も重要。また、法的な整備と貿易・投資保険によるリスクカバーや金融支援などを相互補完的に活用できるような支援が望まれる（同趣旨の発言複数）。
- ・ 投資環境改善に関する企業からの要望が最も大きかったのは、B I Tや租税条約は締結済みのロシアであり、先方政府内で異なる法解釈や煩雑な手続き等がビジネスの障害となっている。協定の締結だけでなく、約束履行のモニタリングの仕組みも重要。（E P Aの下での）ビジネス環境整備小委員会や日越共同イニシアチブ等を始めとする官民合同の取組は好例。

5. 外務省から、今後は産業別の重点国・分野、問題解決に向けた各種ツールの活用実態等について連絡会議を開催して意見公開していきたい旨述べた。

農林水産省から、平成２１年８月２０日に外務省及び農林水産省が公表した「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」につき説明。また、出席した独立行政法人等から、各法人の取組状況等につき触れられた。

6. 鈴木局長から、本日提起いただいた課題については具体的に何ができるか関係省庁間で相談したい、いずれにせよ協定を締結するだけでなく実をあげること、個別の課題にも対処することが経済外交上重要と認識している旨発言。岡田局長より、スピード感を持って取り組んでいきたい旨発言。最後に、出席者への謝意を述べ、会議を了した。

(了)

第2回対外投資戦略会議

- ・第1回～第4回連絡会議の概要
- ・投資を巡る最近の情勢
- ・我が国対外投資戦略レビュー

2009年9月2日

外務省

第1回連絡会議 中南米地域

関心の高かった国に対する民間からの要望事項及びあり得る対応策

1. ブラジル

問題点: 輸入販売許可の手續重負担、送金規制(ロイヤリティ送金等)、税制の複雑さと国際標準からの乖離、知的財産権侵害、柔軟な雇用の障害となっている労働法制

2. ペルー

問題点: 自発的拠出金制度、知的財産権侵害、資源輸入企業等への二重課税

3. コロンビア

問題点: 自動車等販売時の制限問題、進出企業への二重課税

4. チリ

問題点: 資源輸入企業等への二重課税

5. アルゼンチン、ベネズエラ、ボリビア、エクアドル

問題点: 資源確保の観点から魅力があるが、資源国有化、煩雑な送金手續等国内政策・制度が不安定

→あり得る対応策: 投資協定など二国間経済条約の新規締結・改正の検討、交渉中のEPA・投資協定の早期締結、二国間対話枠組み・経済協議の活用・強化(ビジネス環境・投資環境改善小委員会の活用を含む。)、現地公館レベルでの働きかけの更なる強化

第2回連絡会議 中東・北アフリカ地域

関心の高かった国に対する民間からの要望事項及びあり得る対応策

1. サウジアラビア

問題点：自国民雇用要求、スポンサー制度、進出手続の煩雑性

2. その他GCC諸国

問題点：自国民雇用要求、外資規制、スポンサー制度

3. アルジェリア

問題点：規制・法令の未整備や頻繁な改正、不透明な税制、外資規制、二重課税

→あり得る対応策：交渉中の投資協定の早期妥結・発効、投資協定交渉開始予定国との早期交渉開始、投資協定など新規の二国間経済条約についての検討、投資の自由化部分についてFTAの早期締結による対応（GCC諸国）

第3回連絡会議

サブサハラ・アフリカ地域

関心の高かった国に対する民間からの要望事項及びあり得る対応策

1. 南アフリカ・アンゴラ等の南部アフリカ

問題点：インフラ未整備、人材不足、南アBEE(Black Economic Empowerment)政策

2. ナイジェリア等の西アフリカ

問題点：インフラ未整備、煩雑な輸出入・許認可手続、第三国による我が国等の知的財産権侵害

→あり得る対応策：新規の投資協定についての検討、広域インフラや社会基盤・人材育成も含めたODAとの連携による包括的なアフリカ投資モデルの形成、SADC等地域統合体との連携の可能性の検討、CSR(企業の社会的責任)支援を含む官民連携の強化

第4回連絡会議

中央アジア・コーカサス諸国、ロシア、中・東欧地域

関心の高かった国に対する民間からの要望事項及びあり得る対応策

1. ロシア

問題点：不透明・煩雑な手続、独自の規格、頻繁に改正される法令・制度（関税率引上げ等）とその非統一的運用

2. ウクライナ

問題点：インフラ未整備、不透明かつ複雑な法制度・手続、ロシア同様の独自規格

3. 中・東欧諸国

問題点：労働コストの上昇と労働力不足による比較優位の減少、EU規制の不透明、工業部品等の高関税、査証・滞在手続

4. カザフスタン、ウズベキスタン

問題点：国家による恣意的な介入の可能性、不安定な法制度

→あり得る対応策：トラブル発生時の関係国政府に対する申入れ、既存の投資協定の有効活用、新規の投資協定の検討、日EU規制改革対話等を通じたEUへの働きかけ及び各国毎の働きかけ、「V4＋日本」対話の活性化、将来的課題として日EU・EPAについての検討、交渉中の投資協定の早期締結

投資を巡る最近の情勢

(1) 国際投資の動向

- ・2008年の世界全体の対内直接投資は、前年比25.0%減の1兆8,346億ドル。2009年も減少傾向が続く見通し(OECDやUNCTADはほぼ半減すると予測)。
- ・他方、同年の我が国の対外直接投資は、前年比78.0%増の1,308億ドルと3年連続で過去最高を更新。ただし、2009年1～5月は前年同期比で26.7%減少。

* 出典: 2009年版ジェトロ貿易投資白書 資料編

(2) 各国による投資措置

(イ) (OECD報告書より)

- ・各国による投資措置の変更のほとんどは、投資政策の開放性・明確性を目的とするもの
- ・投資プロジェクトの各国政府による承認については、条件付与や買収阻止の例あり(豪州、中国等)。
- ・公的保証、資本注入、実体経済に対する支援など投資措置のほとんどは、危機に対する緊急対応(42か国中39か国が実施)
- ・多くの政府は、企業と個別の交渉に従事し、国際投資に関連して直接的影響あり。
- ・多くの金融機関への支援スキームは、国内産業への融資の必要性に留意するよう求めている。危機対策では外国投資家に対する無差別待遇の問題を惹起。

(ロ) (UNCTAD報告書より)

- ・外資参入制限の緩和、許認可手続の合理化、投資の円滑化措置(インセンティブ等)、国内企業の対外投資促進(許認可手続の合理化、金融、輸出信用支援等)、課税措置(外国投資家への配当課税等)
- ・公的サービス部門への民間投資の制限、新たな審査・基準の導入の検討
- ・27の投資協定、投資に関する規定を含む11のFTA・EPA、36の二重課税防止条約の署名(2008年10月～2009年6月の調査対象42か国の実績)

(3) 国際会議(サミット、HAP、OECD、APEC等)における議論

保護主義への対抗、各国の投資措置モニタリング、共通の多国間枠組み検討、企業の社会的責任(CSR)／責任ある企業行動(RBC)の推進

我が国対外投資戦略 進捗状況レビュー（含むBIT）

1. 新規の協定発効

- （1）日スイスEPA（本年9月1日発効）
- （2）日ウズベキスタン投資協定（本年9月24日発効予定）
- （3）日ペルー投資協定（日本側国内手続は完了。）

2. 投資協定交渉中または交渉予定の国

- （1）サウジアラビア（文言調整中）
- （2）日中韓（本年7月に第7回会合を実施）
- （3）コロンビア（本年6月に第2回会合を実施）
- （4）カタール
- （5）カザフスタン

3. 投資ミッション

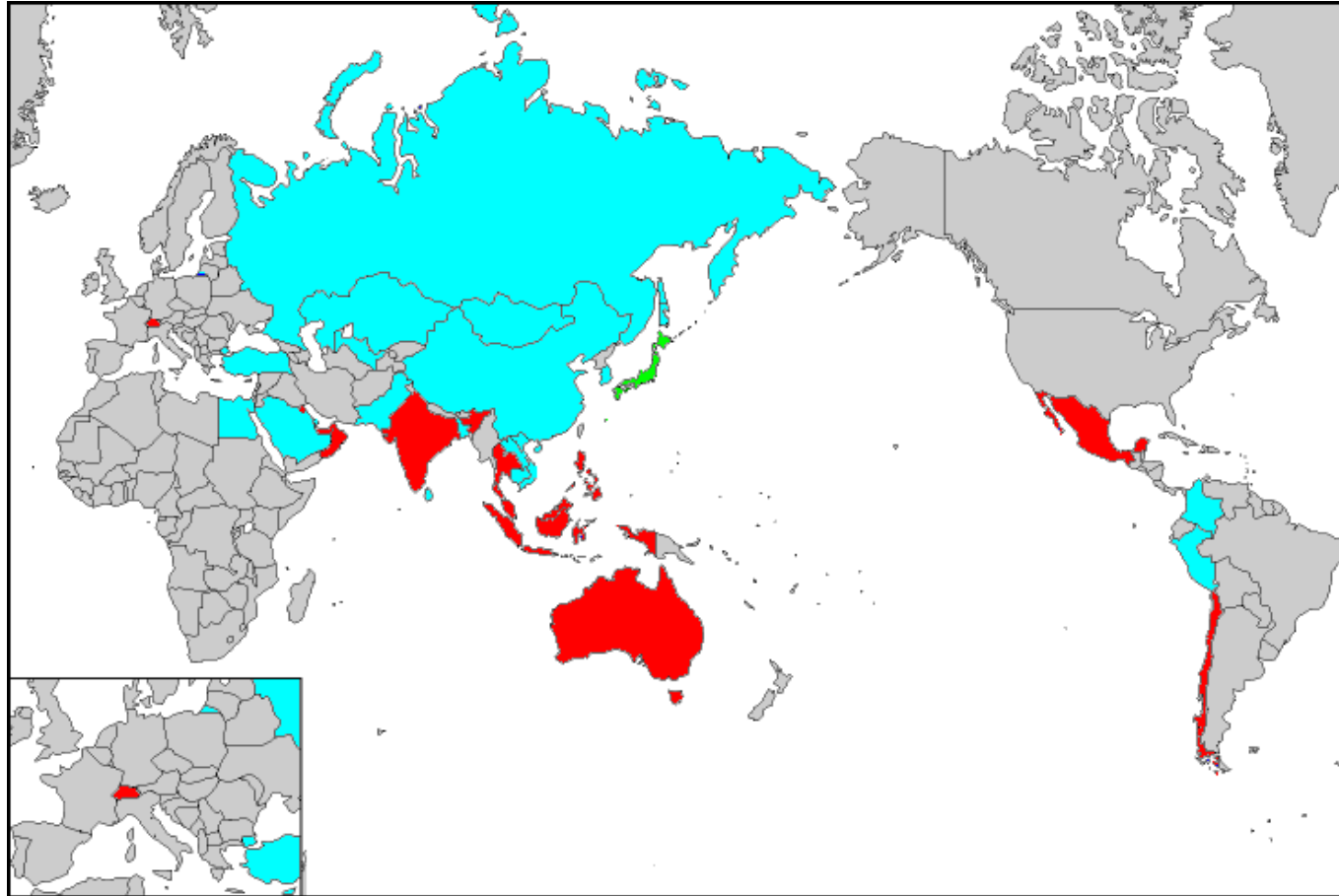
- （1）イラク：本年3月に経済ミッション（於：バグダッド）、同年7月にイラク政府投資誘致ミッション（於：東京）
- （2）イラン：本年5月に両国商工会議所間のビジネス・セミナー（於：東京）

4. 官民合同会議

日伯官民合同会議（2008年11月27日開催、次回日程調整中：毎年1回開催）

(参考)投資協定の現状

(我が国が投資協定若しくは投資章を含むEPAを締結又は交渉中の国・地域)



BIT締結済・交渉中:

- 1 エジプト(締結済)
- 2 スリランカ(締結済)
- 3 中国(締結済)
- 4 トルコ(締結済)
- 5 香港(締結済)
- 6 パキスタン(締結済)
- 7 バングラデシュ(締結済)
- 8 ロシア(締結済)
- 9 モンゴル(締結済)
- 10 韓国(締結済)
- 11 ベトナム(締結済)
- 12 カンボジア(締結済)
- 13 ラオス(締結済)
- 14 ウズベキスタン(締結済)

(* 本年9月24日発効予定)

- 15 ペルー(署名済)
- 16 日中韓(交渉中)
- 17 サウジアラビア(交渉中)
- 18 コロンビア(交渉中)
- 19 カザフスタン
- 20 カタール

投資章を含むEPA/FTA

締結済・交渉中:

- 1 シンガポール(締結済)
- 2 メキシコ(締結済)
- 3 マレーシア(締結済)
- 4 チリ(締結済)
- 5 タイ(締結済)
- 6 ブルネイ(締結済)
- 7 インドネシア(締結済)
- 8 フィリピン(締結済)
- 9 スイス(締結済)

(* 本年9月1日発効)

- 10 インド(交渉中)
- 11 豪州(交渉中)
- 12 GCC(交渉中)*

* GCCは「投資設立章」 8

対外投資政策における課題と対応

平成21年9月2日
経済産業省通商政策局
経済連携課

I 企業が直面する諸課題

1. 外資に対する制約
2. 国のビジネス環境全般の問題

地域毎（中南米、中東・北アフリカ、サブサハラアフリカ、中央アジア・ロシア・中東欧）に実施した連絡会議においてビジネス環境上の課題として指摘が多かった事項は以下のとおり。

1. 外資に対する制約

(1) 参入に対する制約（外資規制）

- ・ 純粋な投資自由化（外資制限の撤廃）への期待とともに、自国民雇用要求等の個別制度手続きが切実（GCC等）。

(2) 参入後のリスク・制約

- ・ 国有化政策（特に地下資源で顕著）
（例）ベネズエラ（石油、アルミ）、カザフスタン（石油、ウラン）
- ・ 送金規制、為替管理
（例）ベネズエラ、UAE、アルジェリア、ナイジェリア、ウズベキスタン等
- ・ 自国民雇用要求（再掲）
（例）サウジアラビアなど中東諸国、南アフリカ（BEE政策）

2. 国のビジネス環境全般の問題①

(1) インフラの未整備

- ・ハード、ソフト（制度・手続き・人材等）ともに不足。
- ・経済危機対応として、インフラ開発が重要課題に。
→ 日本企業にとっても大きなビジネスチャンス（ODA以外の資金も活用）。
他方、不払い等のリスクが高く、投資保険や投資協定の活用が重要。

(2) ガバナンス上の課題

- ・治安や汚職・賄賂。
- ・規制の透明性。手続きの煩雑さや遅延。頻繁な法改正。
- ・政府の安定性にも要注意。不安定化する前に投資協定での権利確保が重要。
（例）マダガスカル、ジンバブエ

(3) 知的財産権の侵害

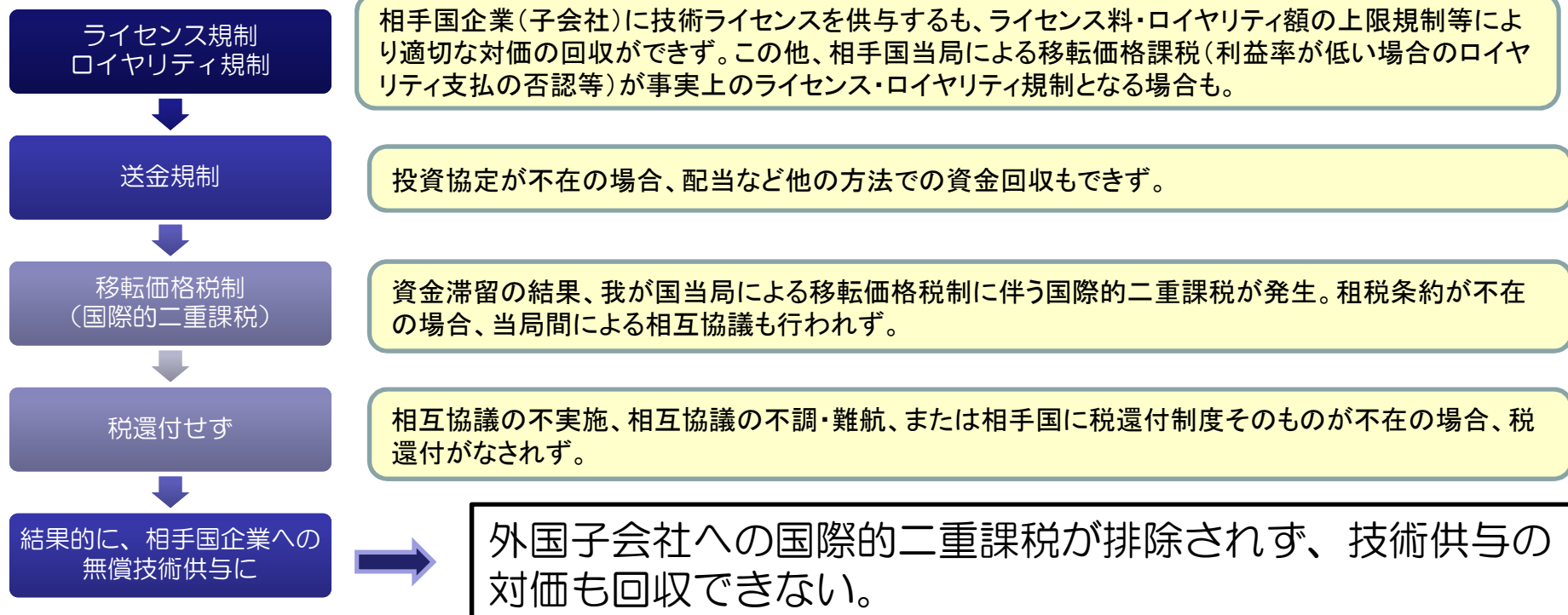
- ・模倣品流通、意匠権侵害。
（例）ブラジル、ナイジェリア、タンザニア、ウクライナ

2. 国のビジネス環境全般の問題②

(4) 税制に関する課題

国内課税： 複雑さ、重い負担、透明性などが課題（→ 恣意的な運用）。
 国際課税： ロイヤリティ規制、送金規制と相まって、投資資金の回収を困難化。
 「意図せざる技術移転」に発展（→ ブラジルが典型例、中・印も）。

Unintended Technology Transfer(意図せざる技術移転)問題について



Ⅱ 課題への対応

1. 各種ツールの有効な活用・連携
2. 第三国との連携の必要性

1. 各種ツールの有効な活用・連携（異なるアプローチの組合せ）

- 対外投資戦略会議連絡会議を通じて、課題解決のためのアプローチの方法が異なることが明らかに。
- 個別に適切なアプローチと各種ツールの有機的な連携をテラーメードで検討していくことが重要。

アプローチ①：包括的な投資環境整備

主にアジア、中南米（右派／穏健左派政権）、中東諸国

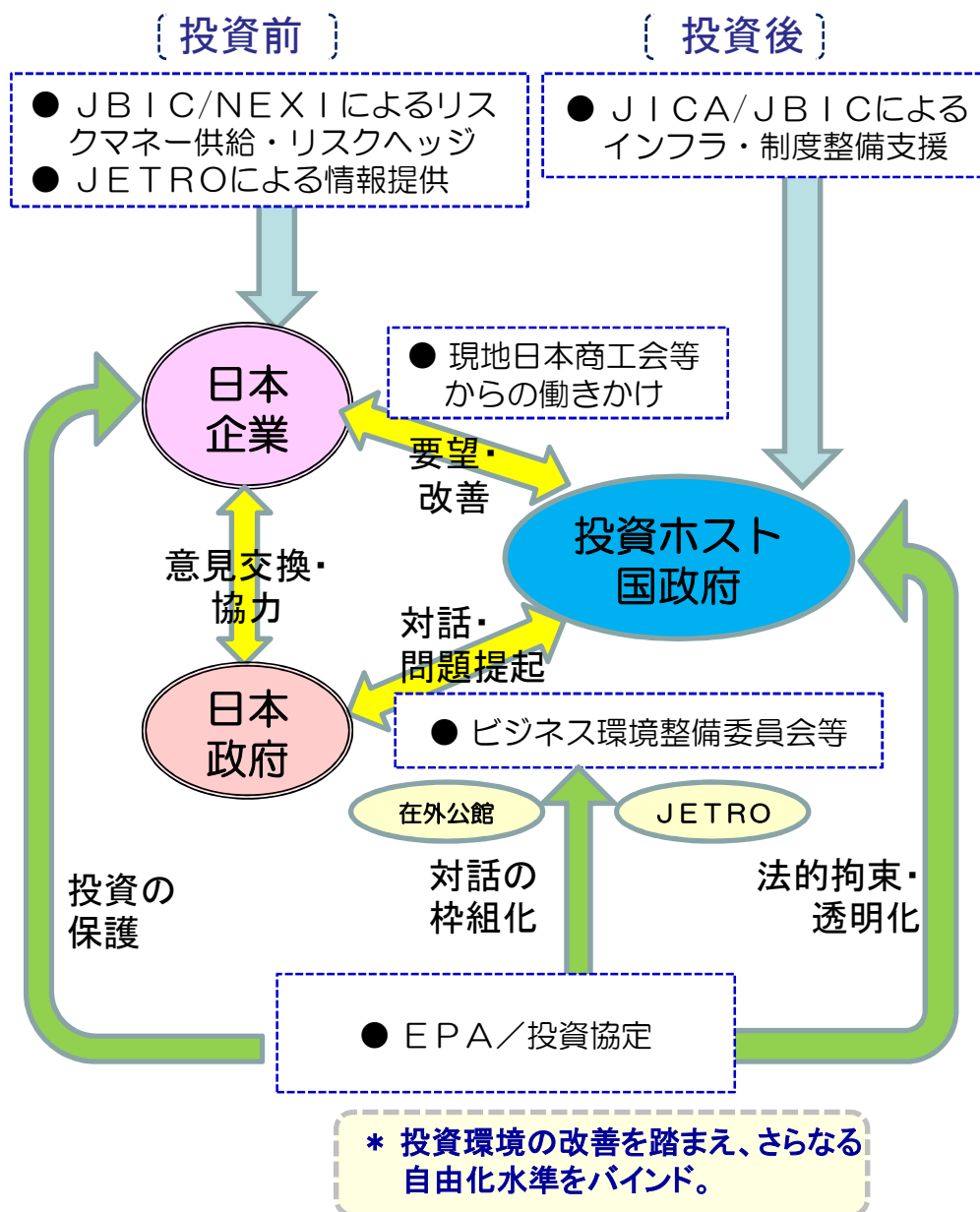
アプローチ②：進出企業を起点とするピンポイントの開発支援

主にサブサハラ諸国等

アプローチ③：政府を中心とした個別トラブルシューティング

主に旧ソ連諸国、中南米（左派政権）等

アプローチ①：包括的な投資環境整備



特徴

- すでに一定程度のインフラ・法制度整備が進み、投資受入が進んでいる国を想定。
- 投資環境整備→投資増加の好循環を継続的に支援。

必要な視点

- 相手国政府による自発的な改善取組が前提。これに対し、我が国進出企業等からの要望を適切にインプット。
- EPA／投資協定等による枠組みの形成、二国間官民対話による継続的な協働作業が重要。
- 協定等に基づく制度改善への働きかけだけではなく、産業協力やODAのツールを駆使し、人材育成やインフラ・法制度整備を図ることにより、相手国の投資環境を「面」的に改善。
- 投資環境の改善に合わせ、必要に応じ、EPAや投資協定のラチェット条項、再交渉を通じてさらなる自由化水準をバインド。

アプローチ②：ピンポイントの開発支援



特徴

- 国自体が不安定であったり、政府の機能が不十分である場合に対応。
- ハード、ソフト双方のインフラが根本的に欠乏しているため、医療・教育・警備・交通網整備などにおいて進出企業が「政府機能の代替的役割」を担うことが期待される。
- プロジェクト開発の見返りとして相手国政府に明示的に求められる場合も。

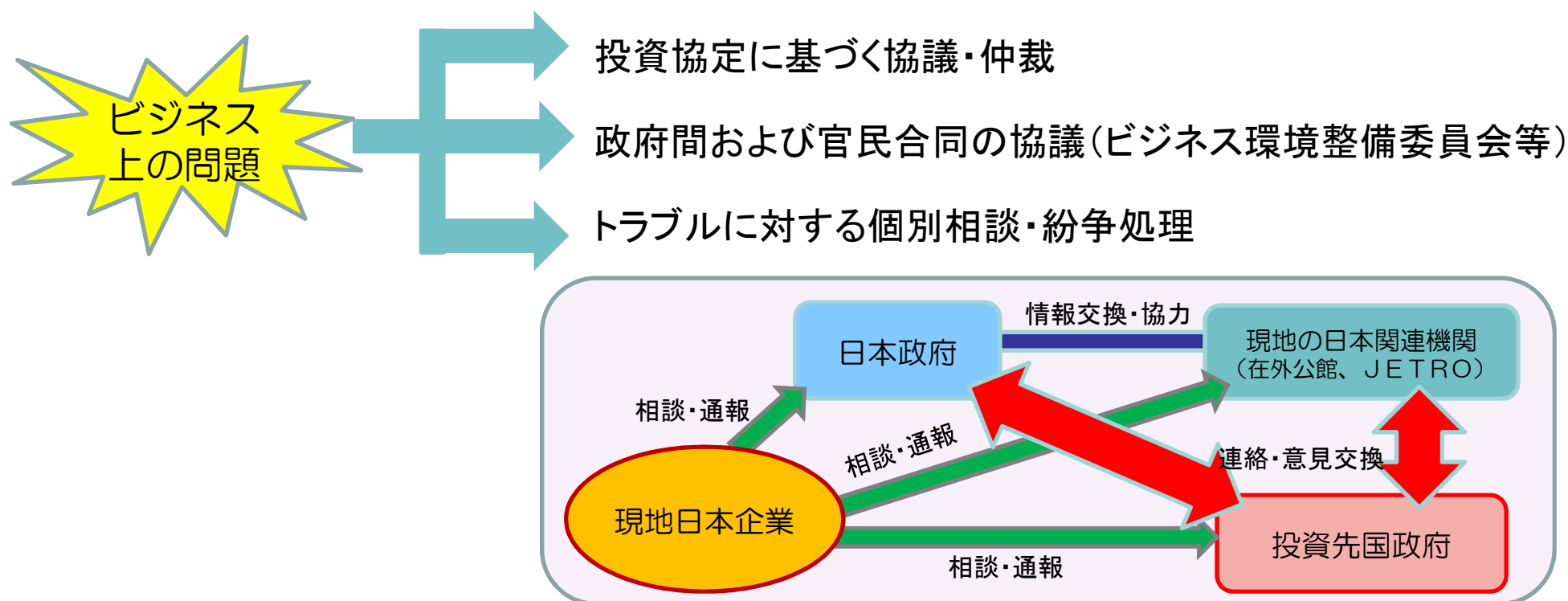
必要な視点

- JBIC、NEXI、JOGMEC等による資金面のサポート、JICAによるインフラ整備やCSR支援、収用対策など制度面でのリスクヘッジとしての投資協定の有機的な連動

アプローチ ③：個別のトラブルシューティング

国家主義的な政策等のため包括的な投資環境整備では解決が期待できないケースでは、政府レベルを中心に、地道に一つ一つ問題解決を図っていくことが最善手。

- ビジネス上の一般的な問題は、投資協定やビジネス環境整備委員会等、その他の二国間経済対話などの枠組みで解決していくことが一般的かつ効果的。
- 一方、そうした枠組みが利用しにくい場合やセンシティブな個別問題については、在外公館やJETRO等を通じた政府レベルの働きかけや、投資仲裁を含む紛争処理の活用が有効。



2. 第三国との連携の必要性

共通するビジネス上の問題について、相手国政府に働きかける場合は、第三国の政府および現地の企業・商工会との連携という視点も重要。

- 米国やEUの他、投資受入国と歴史的、文化的に関係の深い国（アンゴラ、モザンビークにおけるブラジル、大洋州諸国における豪州等）との協働が考えられる。
- 知財や基準認証など他分野では、同様の形での協力実績が多数存在。

